

鳥取県告示第 808 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 18 年 12 月 25 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成18年10月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よなご知財活用支援センター

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

瀬古 勲

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市皆生新田三丁目22-3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、定年退職者及びUターン者がこれまで蓄積してきた技術と経験を有益な資源として活用し、社会に還元し貢献しようとするものである。心身ともに健全で、生涯現役を目指し県内外の中小企業の発展に役立つための人材活用、理系離れ防止の観点から熟練技術者、またOB教員の教育機関への支援、若者・熟年層に対する有意義な生き甲斐探しに提言・助言を行い、「高齢者＝社会の重荷」との負のイメージを払拭することを目的とする。